第31回定時株主総会
招集ご通知

日時

2026年12月23日（水曜日）
午前１０時
（受付開始 午前9時30分）

場所

札幌市白石区平和通十五丁目北１番21号
株式会社ＣＥホールディングス
本社４階会議室

目次

第31回定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 5
議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
事業報告…… 13
連結計算書類…… 30
計算書類…… 32
監査報告…… 34

株式会社CEホールディングス

証券コード：4320

証券コード　4320
2026年12月８日

株　主　各　位

札幌市白石区平和通十五丁目北１番21号
株式会社ＣＥホールディングス
代表取締役社長　新　里　雅　則

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

**　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。**

当社ウェブサイト　　https://www.ce-hd.co.jp/ir/meeting/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第31回定時株主総会」にある「第31回定時株主総会招集ご通知」を選択して、ご確認ください。）

**　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。**

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ＣＥホールディングス」（ＣＥは全角）又は「コード」に当社証券コード「4320」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年12月22日（火曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

【インターネットによる議決権行使の場合】
**　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。**
**　インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。**

【書面(郵送)による議決権行使の場合】
**　議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。**

敬　具

記

1．日　　時　**2026年12月23日（水曜日）午前10時**

2．場　　所　札幌市白石区平和通十五丁目北１番21号
株式会社ＣＥホールディングス　本社４階会議室
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　１．第31期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第31期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) インターネットと書面（郵送）により事前に議決権を行使することができますが、株主総会当日にご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱わせていただきます。

(5) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(6) 議決権の書面または電磁的方法により、不統一行使をされる場合は、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、当日は午前9時30分より受付を開始いたします。

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

●書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
「会社の支配に関する基本方針」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年12月23日（水曜日）
午前10時
（受付開始：午前９時30分）



書面で議決権を
行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年12月22日（火曜日）
午後６時到着分まで



インターネットで
議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年12月22日（火曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

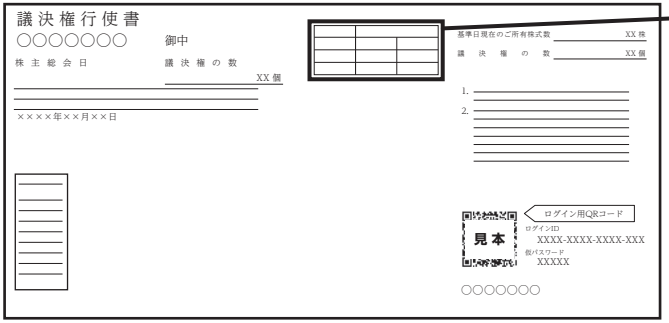

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案		
● 全員賛成の場合	≫	「賛」の欄に○印
● 全員反対する場合	≫	「否」の欄に○印
● 一部の候補者に反対する場合	≫	「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

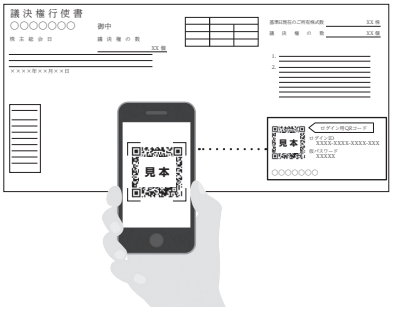

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

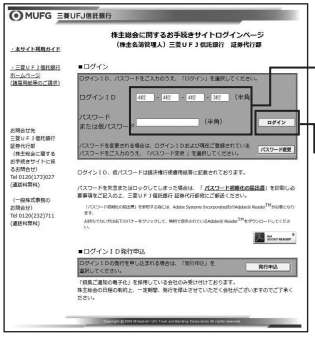

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役１名を減員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容につきましては、過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会の答申を経て決定しており、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）	現在の当社における地位及び担当	候補者属性
1	杉本　恵昭（すぎもと　やすあき）	代表取締役会長　ＣＥＯ（最高経営責任者）	再任　男性
2	新里　雅則（にいざと　まさのり）	代表取締役社長　ＣＯＯ（最高執行責任者）	再任　男性
3	松澤　好隆（まつざわ　よしたか）	専務取締役　ＣＲＯ（最高リスク管理責任者）	再任　男性
4	芳賀　恵一（は　が　けいいち）	常務取締役　ＣＳＯ（最高戦略責任者）	再任　男性
5	田口　常仁（た　ぐち　つねひと）	取締役　ＣＦＯ（最高財務責任者）	再任　男性
6	藤本　香（ふじもと　かおり）	取締役　ＣＨＲＯ（最高人事責任者）	再任　女性

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	杉本（すぎもと） 惠昭（やすあき） (1950年6月17日生)	1990年３月 株式会社オネスト代表取締役札幌支店長兼任 1996年３月 当社代表取締役社長 2003年７月 当社代表取締役会長ＣＥＯ（最高経営責任者） 2004年７月 当社代表取締役会長 2004年12月 当社取締役会長 2010年12月 当社代表取締役社長 2013年４月 株式会社シーエスアイ代表取締役社長 2016年12月 株式会社シーエスアイ代表取締役会長 2021年12月 当社代表取締役会長ＣＩＯ（最高投資責任者） 2021年12月 株式会社シーエスアイ取締役経営顧問 2022年12月 株式会社シーエスアイ取締役経営相談役 2024年12月 当社代表取締役会長ＣＥＯ（最高経営責任者）（現任） 株式会社シーエスアイ取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社シーエスアイ取締役会長	197,800株
	【取締役候補者とした理由】 当社の創業者であり、長年にわたり当社代表取締役を務めております。引き続きこれらの豊富な経験、知識、人脈と事業投資に関する知見を活かし、当社グループの発展に貢献することが期待できることから、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	新里 雅則 (1959年8月24日生)	1982年４月 日本電気株式会社入社 2001年４月 同社医療ソリューション事業部第一営業部長 2005年４月 同社医療ソリューション事業部統括マネー ジャー 2008年１月 アイテック株式会社入社 2010年４月 同社経営企画部門部長 2014年４月 同社経営企画部門統括部長 2017年３月 株式会社シーエスアイ取締役 東日本システム営業担当 2018年７月 株式会社シーエスアイ常務取締役 システム営業統括担当 2019年12月 同社専務取締役 2021年11月 株式会社エムシーエス取締役 2021年12月 株式会社シーエスアイ代表取締役社長（現任） 2023年12月 当社取締役副社長ＣＯＯ（最高執行責任者） 2024年11月 株式会社エムシーエス代表取締役社長 2024年12月 当社代表取締役社長ＣＯＯ（最高執行責任者） （現任） 2026年11月 株式会社エムシーエス代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社シーエスアイ代表取締役社長 株式会社エムシーエス代表取締役会長	27,200株
	【取締役候補者とした理由】 医療ソリューションをはじめ、医療・ヘルスケア全般に関する豊富な経験と知見を有し、当社及び主要子会社である株式会社シーエスアイの代表取締役社長並びに株式会社エムシーエスの代表取締役会長を務めております。これらに加え、営業・マーケティングの豊富な経験も活かし、当社グループ経営に貢献するとともに、今後の事業拡大を牽引していくことが期待できることから、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	松澤 好隆（まつざわ よしたか） (1957年6月6日生)	1997年４月 株式会社ジャパンケアサービス入社 2000年８月 当社入社 2004年７月 当社管理本部管理部長 2008年12月 当社取締役管理本部長 2014年12月 当社常務取締役管理担当 2015年３月 株式会社エムシーエス取締役 2020年12月 当社専務取締役 2021年10月 株式会社デジタルソリューション取締役 2021年12月 当社専務取締役ＣＲＯ（最高リスク管理責任者）（現任） 2022年２月 株式会社サンカクカンパニー取締役（現任） 2023年10月 株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕ代表取締役社長 2023年12月 株式会社デジタルソリューション専務取締役 2024年12月 株式会社デジタルソリューション取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社デジタルソリューション取締役 株式会社サンカクカンパニー取締役	42,100株
	【取締役候補者とした理由】 管理部門全般に関する豊富な経験を有し、当社専務取締役を務めております。引き続きこれらの豊富な経験と見識を活かし、リスク管理、コンプライアンスなど内部管理体制の強化に貢献することが期待できることから、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	芳賀　恵一（はが　けいち） （1966年6月23日生）	1989年４月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 1998年10月 サイバートラスト株式会社入社 2000年12月 日本ベリサイン株式会社（現デジサート・ジャパン合同会社）入社 2005年５月 株式会社ビー・ユー・ジー（現DMG　MORI　Digital株式会社）入社 2008年12月 同社執行役員管理本部長 2015年５月 株式会社シーエスアイ入社 2015年10月 当社経営企画室長 2016年10月 当社執行役員経営企画室長 2017年12月 当社取締役経営企画室長 2020年８月 当社取締役経営・事業企画室長 2020年12月 当社常務取締役経営・事業企画室長 2021年12月 当社常務取締役経営・事業企画室長 CSO（最高戦略責任者） 2022年２月 株式会社シーエスアイ取締役（現任） 2022年２月 株式会社サンカクカンパニー常務取締役 2024年４月 当社常務取締役経営・事業企画担当 CSO（最高戦略責任者） 株式会社サンカクカンパニー代表取締役会長 2024年５月 株式会社サンカクカンパニー代表取締役CEO 戦略プロジェクト担当 2025年６月 株式会社サンカクカンパニー代表取締役会長兼社長 2025年７月 株式会社サンカクカンパニー代表取締役会長 2025年12月 当社常務取締役　CSO（最高戦略責任者）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社シーエスアイ取締役	21,200株
	【取締役候補者とした理由】 IT企業における経営企画及び事業企画に関する豊富な経験を有し、当社常務取締役を務めております。引き続きこれらの豊富な経験と見識を活かし、協業・提携等の実施、経営戦略の策定に貢献することが期待できることから、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	田口（たぐち）　常仁（つねひと） （1967年1月20日生）	1989年４月日本電気株式会社入社 2009年９月株式会社ラルズ入社 2012年10月株式会社アークス財務・経理グループ出向 2015年10月株式会社シーエスアイ入社 2018年１月同社管理本部副本部長 2018年１月当社管理担当部長 2019年１月株式会社シーエスアイ執行役員管理担当部長 2019年１月当社執行役員管理担当部長 2019年12月株式会社シーエスアイ取締役管理担当部長 2020年12月当社取締役管理担当 2020年12月株式会社シーエスアイ取締役管理担当（現任） 2020年12月株式会社マイクロン取締役（現任） 2021年10月株式会社デジタルソリューション取締役（現任） 2021年12月当社取締役管理担当ＣＦＯ（最高財務責任者） 2022年２月株式会社サンカクカンパニー取締役 2023年10月株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕ取締役 2025年12月当社取締役ＣＦＯ（最高財務責任者）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社シーエスアイ取締役管理担当 株式会社デジタルソリューション取締役 株式会社マイクロン取締役	10,000株
	【取締役候補者とした理由】 財務会計・ファイナンスに関する豊富な経験を有し、当社取締役を務めております。引き続きこれらの豊富な経験と見識を活かし、財務戦略、経営管理に貢献することが期待できることから、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	藤本（ふじもと） 香（かおり） （1970年5月27日生）	2004年11月 キャリアバンク株式会社入社 2009年９月 株式会社ノヴェロ入社 2014年５月 株式会社シーエスアイ入社 2020年４月 同社総務グループ長 2021年10月 同社執行役員総務グループ長 2022年12月 同社取締役総務グループ・人事グループ担当 2024年10月 同社取締役総務・人事グループ担当（現任） 2024年12月 株式会社Mocosuku取締役 2025年12月 当社取締役ＣＨＲＯ（最高人事責任者）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社シーエスアイ取締役総務・人事グループ担当	6,100株
	【取締役候補者とした理由】 総務・人事に関する豊富な経験を有し、当社取締役を務めております。引き続きこれらの豊富な経験と見識を活かし、当社グループ全体の総務・人事機能の強化に貢献することが期待できることから、選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「２．(2) ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】本議案が承認されたのちの経営体制（予定）

【取締役が有する知識・経験】

氏名（ふりがな）	地位	企業経営 経営管理	医療 ﾍﾙｽｹｱ	営業 ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ	M&A	IT DX	財務会計 ﾌｧｲﾅﾝｽ	人事労務 人材開発	法務 ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ	内部統制 ﾘｽｸ管理
杉本　恵昭（すぎもと　やすあき）	代表取締役会長 CEO（最高経営責任者）	○	○		○	○	○	○		
新里　雅則（にいざと　まさのり）	代表取締役社長 COO（最高執行責任者）	○	○	○		○				
松澤　好隆（まつざわ　よしたか）	専務取締役 CRO（最高リスク管理責任者）	○					○	○	○	○
芳賀　恵一（はが　けいいち）	常務取締役 CSO（最高戦略責任者）	○			○	○	○	○		○
田口　常仁（たぐち　つねひと）	取締役 CFO（最高財務責任者）				○	○	○			○
藤本　香（ふじもと　かおり）	取締役 CHRO（最高人事責任者）							○	○	○
出原　丈二（ではら　たけじ）	社外取締役 常勤監査等委員	○		○					○	○
吉田　周史（よしだ　しゅうじ）	社外取締役 監査等委員				○		○			○
星加　美佳（ほしか　みか）	社外取締役 監査等委員								○	○

以上

事　業　報　告

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

１．企業集団の現況

(1)　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、景気の緩やかな回復が続いているものの、中東情勢や自然災害、金融資本市場の変動などの影響に留意する必要があります。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかな回復が続くことが期待されています。

当社グループが事業を展開する医療業界は、「経済財政運営と改革の基本方針2026」、いわゆる「骨太方針2026」（2026年７月21日閣議決定）において、人口減少や医療・介護分野の担い手不足への対応が重要課題とされており、政府は、質の高い医療・介護サービスの提供体制の構築に向けて、DXやAIの活用による生産性向上、予防医療の推進、地域医療・介護サービスの維持・高度化を進める方針を示しています。

さらに、2026年７月21日にデジタル庁が更新した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても、「健康・医療・介護」分野を重点分野の一つと位置付け、全国医療情報プラットフォームの機能拡充、電子カルテ情報共有サービスの全国展開、電子処方箋の普及促進、PHR[1]データの利活用推進など、医療DXに関する施策が進められています。さらに、電子カルテの標準化や医療情報システムのクラウド化も推進されており、電子カルテシステム[2]をはじめとする医療情報システム市場のさらなる拡大が期待されています。

2026年４月及び６月には２年に一度の診療報酬改定が実施され、昨今の物価高騰や人件費上昇を踏まえた見直しが行われたことにより、医療機関の経営基盤の安定化や働きやすい職場環境の整備が進むことが見込まれます。また、政府補正予算等の施策である、医療分野における生産性向上に対する支援により、医療機関において質の高い医療を持続的に提供し、生産性を向上するための体制強化が進むことが期待されます。

当社グループの連結売上高は、株式会社マイクロンおよびその完全子会社である株式会社エムフロンティア（以下、両社を「マイクロン」という。）が前第４四半期より持分法適用関連会社となったことによる減少があったものの、主力製品である電子カルテシステムにおいて、売上規模の大きい案件が当中間期に稼働したことなどにより、前期比で増加しました。利益面におきましても、公開買付等に関連する費用の計上があったものの、電子カルテシステムの売上増加に伴う利益の増加などにより、営業利益及び経常利益は前期比で増加しました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前期においてマイクロン株式の一部譲渡に伴う特別利益の計上があったことや、当期において新規事業であるスマートフォンサービス「ドクターコネクト」に係る減損損失を特別損失として計上したことなどから、前期に比べ大幅に減少しました。

以上の結果、売上高16,173百万円（前期比2.2％増）、売上総利益3,779百万円（前期比5.5％増）、営業利益1,447百万円（前期比2.6％増）、経常利益1,481百万円（前期比3.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は756百万円（前期比51.4％減）となりました。また、受注状況につきましては、上記の電子カルテシステムにおける売上額が特に大きい顧客

（２案件）の影響などにより、受注高13,997百万円（前期比13.3％減）、受注残高は4,152百万円（前期末比23.9％減）となりました。
セグメント別の経営成績は以下のとおりであります。

〔ヘルスケアソリューション事業〕
電子カルテシステムは、医療機関向けの自社パッケージ製品である「ＭＩ・ＲＡ・Ｉｓシリーズ」を中心に、様々なベンダーの部門システムやハードウエア等を組み合わせ、主に中小病院向けに販売しております。特に、2024年１月に発売した「ＭＩ・ＲＡ・Ｉｓ Ｖ（ファイブ）」[3]の既存ユーザへの更新が進んでおり、当社の収益拡大に貢献しています。また、医療情報システムの受託開発・運用管理、医療機関向け料金後払いシステムの販売なども順調に展開しております。新規事業のスマートフォンサービス「ドクターコネクト」は、現在、顧客拡大に取り組んでいる中で「ＭＩ・ＲＡ・Ｉｓシリーズ」との更なる連携を期待されており、今後、機能拡充や販売体制の強化に向けサービス体制を整備してまいります。
当期におきましては、主として電子カルテシステムの売上増加に伴う利益増加などにより、セグメント利益は前期比で増加しました。
当社グループの大半を占めるヘルスケアソリューション事業の経営成績につきましては、売上額が特に大きい顧客の２案件について、受注が前期に、売上が当期に計上されたため、その結果として、当期の受注高は減少し、売上高は増加しました。以上の状況により、売上高15,684百万円（前期比2.3％増）、セグメント利益1,608百万円（前期比10.6％増）となりました。受注状況につきましては、受注高13,493百万円（前期比13.8％減）、受注残高4,049百万円（前期末比24.5％減）となりました。

〔マーケティングソリューション事業〕
デジタルマーケティング[4]支援は、企業や組織向けのWebサイト再構築（リブランディング）やWebプロモーション支援（Web広告の企画・制作・運用。SNSを含む。）、並びにデジタルマーケティング人材の育成等を行い、加えて、デジタルサイネージは、公共・商業施設向けの販売等を行っております。
また、2026年８月１日をもって、当社連結子会社である株式会社サンカクカンパニーを存続会社として、株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕと合併し、両社が有するWeb関連事業や重複する営業・スタッフ部門を一本化することで、生産性の向上、業務の効率化を図るとともに、デジタルマーケティング領域の付加価値向上に取り組んでまいります。
当期のデジタルマーケティング支援における売上高は前期比で減少となったものの、販売費及び一般管理費が減少したことなどから、セグメント利益は前期比で増加いたしました。
当期におけるマーケティングソリューション事業の経営成績につきましては、受注高504百万円（前期比5.2％増）、受注残高103百万円（前期末比10.8％増）、売上高488百万円（前期比2.7％減）、セグメント利益17百万円（前期セグメント損失８百万円）となりました。

[注１]PHR：Personal Health Record

[注２]電子カルテシステム：1999年４月22日に「真正性・見読性・保存性」の担保を条件として、厚生省（当時）が容認した紙カルテを電子的なシステムに置き換えたものを指す。当社グループの電子カルテシステムは、診療記録システム・オーダリングシステム・看護支援システム等から構成されている。なお、オーダリングシステムとは、医師が検査や投薬等の指示（オーダー）を入力し、オーダー受取者がこれに従って処理・処置を行うシステムをいう。

[注３]ＭＩ・ＲＡ・Ｉｓ Ｖ：2024年１月より販売を開始した、電子カルテシステム「ＭＩ・ＲＡ・Ｉｓシリーズ」の最新バージョン。医療機関で発生したデータを活かして、医療安全の向上に寄与し、医療従事者の方々の仕事効率向上を図り、医療機関の経営を支援することを目標に、「医療安全」「仕事効率の向上」「経営支援」をコンセプトとして開発。

[注４]デジタルマーケティング：検索エンジンやWebサイト、SNS、メール、モバイルアプリなどデジタル技術を活用したマーケティングのことを指す。

＜事業別の売上高＞

事業区分	第30期（2025年９月期）		第31期（2026年９月期）（当期）		前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
ヘルスケアソリューション事業	15,328	96.8	15,684	97.0	356	2.3
マーケティングソリューション事業	502	3.2	488	3.0	△13	△2.7
合計	15,831	100.0	16,173	100.0	342	2.2

② 設備投資の状況

当期において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は672百万円であります。

その主なものは、電子カルテシステム等の販売用ソフトウエア529百万円、自社利用のソフトウエア115百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業再編等の状況

当社は、2026年1月29日及び2026年４月24日付で株式会社Mocosukuの株式を追加取得し、同社を完全子会社といたしました。また、2026年８月１日付で株式会社Mocosukuを消滅会社、株式会社サンカクカンパニーを存続会社とする吸収合併を実施いたしました。

(2)　直前３事業年度の財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 28 期 (2023年９月期)	第 29 期 (2024年９月期)	第 30 期 (2025年９月期)	第 31 期 (当期) (2026年９月期)
売上高 (百万円)	13,632	14,554	15,831	16,173
経常利益 (百万円)	1,257	1,154	1,426	1,481
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	687	123	1,557	756
１株当たり当期純利益 (円)	45.91	8.19	98.85	45.40
総資産 (百万円)	11,244	11,251	12,746	11,410
純資産 (百万円)	6,583	6,599	8,842	8,778
１株当たり純資産 (円)	406.68	403.14	499.06	493.66

②　当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 28 期 (2023年９月期)	第 29 期 (2024年９月期)	第 30 期 (2025年９月期)	第 31 期 (当期) (2026年９月期)
営業収益 (百万円)	688	1,003	1,127	3,976
経常利益 (百万円)	186	579	661	3,399
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	186	△461	1,686	3,396
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△) (円)	12.47	△30.62	106.99	203.84
総資産 (百万円)	5,376	4,992	6,697	8,626
純資産 (百万円)	3,278	2,713	5,050	7,620
１株当たり純資産 (円)	219.30	179.21	303.51	456.97

(注) １．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
２．「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2025年３月11日）等を第30期の期首から適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

SK-03株式会社は、2026年9月29日付で当社株式9,075,502株を取得いたしました。この結果、当社の総株主等の議決権に対するSK-03株式会社が所有する議決権の割合が50%を超えるため、SK-03株式会社並びにその親会社であるSK-02株式会社及びSK-01株式会社が新たに当社の親会社となりました。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社シーエスアイ	100百万円	100.0%	電子カルテシステムを中心とした医療システム開発と受託システム開発
株式会社エムシーエス	100百万円	51.0%	看護業務システムの開発・導入・運用保守をトータルサポート
株式会社デジタルソリューション	20百万円	100.0%	医療情報システムの開発・導入・運用保守をトータルサポート
株式会社サンカクカンパニー	50百万円	100.0%	企業やサービスのデジタルマーケティング実行支援とヘルスケア・産業保健・健康経営支援サービス

(注) 1．当社の連結子会社は４社であります。
2．2026年８月１日付で、株式会社Mocosukuを消滅会社、株式会社サンカクカンパニーを存続会社とする吸収合併を実施いたしました。
3．当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

（4）対処すべき課題

当社グループは、医療を中心としたヘルスケア全般をITで支援し、それに関わる「国民の安全･安心な生活」や「社会や事業者が抱える課題解決」に寄与することを企業理念として掲げています。この理念を実現し、企業価値を最大化していくためには、グループの規模や事業領域の拡大に加え、コンプライアンスの徹底や企業の社会的責任への積極的な取り組みが不可欠です。そのため、当社グループでは以下の課題に対して、継続的に取り組んでまいります。

課題１　電子カルテシステム領域の強みを生かした事業の拡大と深耕

現在、我が国は、少子化による生産年齢人口の減少、高齢化に伴う社会保障費の増加、そして長時間労働の是正を目的とした働き方改革の推進など、構造的な課題に直面しています。医療分野においても、高度で安心・安全な医療の提供に対する患者の期待が高まる一方で、医療費の抑制や医療従事者の労働時間短縮といった複雑な課題が顕在化しています。こうした課題に対し、ITを活用して解決していくことが当社の役割であると認識しております。

当社の強みは、新規の参入が難しい電子カルテ市場において約950件の導入実績を有し、業界シェアTOP3の地位を確保している点にあります。また、電子カルテシステムからデジタルマーケティングまでの領域でシナジーを発揮し、事業の集中と強化も進めております。これらを活かし、当社の中核事業である電子カルテシステムの時間軸と空間軸を拡大した領域において、グループ全体の事業を伸長させ、ヘルスケア市場におけるサービスのさらなる拡充と深耕を図り、病院内外、診療前後を含む様々な場面で課題解決を推進してまいります。さらに、拡大した事業領域においては、製品やサービスへのAI活用を推進し、医療従事者の生産性向上を実現します。これにより、労働時間の短縮やコストの削減、さらには医療の安全性向上などに貢献してまいります。

課題２　収益力の向上と安定的な利益基盤の構築

昨今の人件費及び物価の上昇に加え、サーバー及びPCの価格高騰や納期遅延など、当社グループを取り巻く環境は変化しております。このような環境の中、持続的な成長を実現するためには、安定的な利益基盤を構築することが重要な経営課題であると認識しております。

当社グループでは、主力製品である電子カルテシステムの製品力・営業力の強化による売上拡大に取り組むとともに、導入作業の最適化や集中購買の推進等により原価低減を図ってまいります。また、AIの活用及びERP（統合基幹業務システム）の導入を通じて業務効率化を推進し、生産性向上及びコスト構造の改善を進めております。さらに、クラウドサービス、システム保守サービス及び医療費後払いサービス等のストック型ビジネスの拡大を図り、継続的かつ安定的な利益の創出に努めてまいります。

課題３　IT人材の確保と育成

クラウド技術やAI技術の急速な進展に伴い、高度なIT人材の確保及び育成は、当社グループの持続的成長を支える重要な経営課題となっております。

当社グループでは、スキルの高い海外の人材を含めた採用活動の強化に加え、教育研修制度の充実やリスキリングの推進を通じて、人材育成に取り組んでおります。

また、高度な技術を要する企業との連携、専門人材との連携やグループ会社間の交流を推進することで、技術力及び組織力の向上を図り、医療DXやAI活用を支える体制を強化してまいります。

課題４　M&Aの実行

当社グループは、既存事業の強化、事業領域の拡大及び新規事業の創出を実現するため、M&A及び戦略的提携を重要な成長戦略と位置付けております。

特に、電子カルテシステムの周辺領域、医療DX、データ活用、AI関連分野等において、成長に資する優良な技術、人材及び事業基盤の獲得を積極的に検討してまいります。

これにより、当社グループの競争優位性を高めるとともに、医療機関に対する提供価値の向上及び中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

課題５　内部管理体制の強化について

当社グループは、持続的な成長及び企業価値の向上を実現するため、内部統制及びコーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題として位置付け、継続的に取り組んでおります。

法令、定款及び社会規範の遵守を徹底するとともに、企業行動憲章、企業行動規範、コンプライアンス規程、リスク管理基本規程等を策定し、コンプライアンス管理及びリスク管理の継続的な強化・改善に努めております。

また、経営の監督機能及び内部統制機能の充実を図るとともに、情報セキュリティ管理の徹底及び品質管理体制の継続的な改善を通じて、事業活動に伴うリスクへの対応力の向上に努めてまいります。

今後も皆さまのご期待にお応えできるよう、役職員一同、事業の拡大と企業価値の向上に努めてまいります。引き続き、ご支援とご指導を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

（5） 主要な事業内容（2026年９月30日現在）

事業区分	主要な製品・サービス
ヘルスケアソリューション事業	電子カルテシステム（診療記録システム・オーダリングシステム・看護支援システム）の開発・販売 【ＭＩ・ＲＡ・Ｉｓ Ｖ】 「ＭＩ・ＲＡ・Ｉｓ Ｖ」　一般病院向け電子カルテシステム 「ＭＩ・ＲＡ・Ｉｓ Ｖ Mix」　混在型病院向け電子カルテシステム 「ＭＩ・ＲＡ・Ｉｓ Ｖ Lite」　小規模病院向け電子カルテシステム 「ＭＩ・ＲＡ・Ｉｓ Ｖ for Cloud」　クラウド型電子カルテサービス 【ＭＩ・ＲＡ・Ｉｓ/ＱＳ】 小規模医療機関向けクラウド型電子カルテシステム 【ドクターコネクト】 医療機関･患者の情報共有サービス 医療情報システムの受託開発 医療情報システムの運用管理（病院内のシステム・ネットワークの運用管理等） 医療機関向け料金後払いシステム 企業や健保組合からの健康相談窓口や特定保健指導の受託 人材紹介・派遣
マーケティングソリューション事業	デジタルマーケティング全般の支援 デジタルサイネージシステムの販売

（6） 主要な事業所（2026年９月30日現在）

① 当社

本社	札幌市白石区平和通十五丁目北１番21号
東京オフィス	東京都北区上中里二丁目９番１号

② 子会社

株式会社シーエスアイ

本社	札幌市白石区平和通十五丁目北１番21号
東京支社	東京都北区上中里二丁目９番１号
大阪支店	大阪市中央区本町三丁目５番７号　御堂筋本町ビル
九州支店	福岡市博多区博多駅前一丁目４番４号　東京建物博多ビル

株式会社エムシーエス

本社	青森県弘前市大字神田二丁目５番地９
東京支店	東京都北区上中里二丁目９番１号

株式会社デジタルソリューション

本社	東京都北区上中里二丁目９番１号

株式会社サンカクカンパニー

本社	東京都北区上中里二丁目９番１号

（7） 従業員の状況（2026年９月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
ヘルスケアソリューション事業	369名	６名増
マーケティングソリューション事業	54名	３名減
全社（共通）	22名	１名減
合計	445名	２名増

（注）１．上記従業員数には、臨時従業員79名は含まれておりません。
２．「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

当社は持株会社であるため、記載を省略しております。

（8） 主要な借入先の状況（2026年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	346百万円
株式会社三井住友銀行	168百万円
株式会社北海道銀行	162百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	96百万円
株式会社みずほ銀行	95百万円
日本生命保険相互会社	15百万円

（9） その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社株式を非公開化するための一連の手続として、株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更並びに自己株式の消却を予定しており、当社株式は2027年１月13日をもって東京証券取引所及び札幌証券取引所において上場廃止となる予定です。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2026年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　39,932,000株

② 発行済株式の総数　17,039,400株（自己株式363,863株を含む。）

③ 株主数　2,529名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
SK－03株式会社	9,075,502株	54.42%
日本電気株式会社	1,200,000株	7.20%
UH Partners 3投資事業有限責任組合	1,156,800株	6.94%
UH Partners 2投資事業有限責任組合	1,143,900株	6.86%
光通信株式会社	1,079,600株	6.47%
エスアイエル投資事業有限責任組合	968,700株	5.81%
杉本恵昭	197,800株	1.19%
UBS AG LONDON A／C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	196,400株	1.18%
日本証券金融株式会社	81,600株	0.49%
水城憲二	71,000株	0.43%

（注）１．当社は、自己株式を363,863株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	30,000株	６名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「２．(2) ④取締役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

2026年９月17日をもって、SK-03株式会社による当社普通株式に対する公開買付けが終了し、当該公開買付けは成立いたしました。その結果、同社は2026年９月29日付で当社株式9,075,502株を取得し、当社の親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主となりました。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年９月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 ＣＥＯ（最高経営責任者）	杉本惠昭	株式会社シーエスアイ 取締役会長
代表取締役社長 ＣＯＯ（最高執行責任者）	新里雅則	株式会社シーエスアイ 代表取締役社長 株式会社エムシーエス 代表取締役社長
専務取締役 CRO（最高リスク管理責任者）	松澤好隆	―
常務取締役 ＣＳＯ（最高戦略責任者）	芳賀恵一	株式会社シーエスアイ 取締役
取締役 ＣＦＯ（最高財務責任者）	田口常仁	株式会社シーエスアイ 取締役管理担当
取締役 ＣＨＲＯ（最高人事責任者）	藤本香	株式会社シーエスアイ 取締役
取締役	浅見英徳	日本電気株式会社 パブリックシステム開発部門 医療システム開発統括部長
取締役 （常勤監査等委員）	出原丈二	－
取締役 （監査等委員）	吉田周史	吉田周史公認会計士事務所 公認会計士
取締役 （監査等委員）	星加美佳	札幌創成法律事務所 弁護士

（注）１．取締役浅見英徳氏、取締役（常勤監査等委員）出原丈二氏、取締役（監査等委員）である吉田周史氏及び星加美佳氏は、社外取締役であります。

２．取締役（常勤監査等委員）出原丈二氏は、経営に関する相当程度の知見を有しており、情報収集その他監査の実効性を高めることが期待できることから、常勤監査等委員として選定しております。

３．取締役（監査等委員）吉田周史氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．取締役（監査等委員）星加美佳氏は、弁護士として、法務及び内部統制、リスク管理に関する相当程度の知見を有しております。

５．当社は、取締役（常勤監査等委員）出原丈二氏、取締役（監査等委員）吉田周史氏及び星加美佳氏を、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

６．当事業年度中の取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

・2025年12月18日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって、福井誠氏は任期満了により、取締役を退任いたしました。

・2025年12月18日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって、名倉一誠氏は任期満了により、監査等委員である取締役を退任いたしました。
・2025年12月18日開催の第30回定時株主総会において、藤本　香氏及び浅見　英徳氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
・当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏　　名	区分	異　動　前	異　動　後	異　動　年　月　日
松澤　好隆	重要な兼職	株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕ 代表取締役社長	―	2025年12月16日
芳賀　恵一	重要な兼職	株式会社サンカクカンパニー 代表取締役会長	―	2026年８月１日
	担　　当	常務取締役 経営・事業企画担当 ＣＳＯ（最高戦略責任者）	常務取締役 ＣＳＯ（最高戦略責者）	2025年12月18日
田口　常仁	担　　当	取締役 管理担当 ＣＦＯ（最高財務責任者）	取締役 ＣＦＯ（最高財務責任者）	2025年12月18日

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役浅見英徳氏及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び子会社取締役・監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を塡補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為により生じた損害の場合には塡補の対象としないこととしております。

④　取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年12月20日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

Ⅰ．取締役の個人別の報酬等のうち、次の事項の決定に関する方針

a. 個人別の基本報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額または算定方法

基本報酬（確定額報酬）として、役員報酬に関する規程に基づき、株主総会で決定された報酬の範囲内で会社の業績や経営状況、及び各人の成果や責任等を勘案し、基本報酬額を決定いたします。また会社の状況、業績を勘案して賞与を支給することもあります。

取締役会は、個人別の基本報酬等の額について、指名・報酬諮問委員会に諮問を行い、その答申を受け、決議します。指名・報酬諮問委員会は、取締役会の決議により選定された委員３名以上で構成され、その過半数を独立社外取締役が占めております。指名・報酬諮問委員会は、取締役会から諮問された原案について決定方針との整合性を含め総合的な検討を行い、取締役会はその答申を尊重し、決定方針に沿うものであるか判断します。

b. 業績連動報酬等について業績指標の内容、額または数の算定方法

採用しておりません。

c. 非金銭報酬等の内容、「額もしくは数」または「算定方法」

非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度とし、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給いたします。

制度の概要は2019年12月18日開催の定時株主総会において決議された以下のとおりといたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けます。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額40百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年80,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整。）とし、その１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下、「本株式」という。）の発行または処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下、「譲渡制限期間」という。）本株式に係る第三者への譲渡、担

保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理されます。

d. aとcの割合（構成比率）

基本報酬と、非金銭報酬の支給割合は、非金銭報酬が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることが目的となるような最も適切な支給割合とすることを方針とします。

Ⅱ．報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

基本報酬は、在任中に毎月定額を支払うこととします。

非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬制度は、在任中に、本制度に基づく金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けます。

Ⅲ．報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

該当なし

Ⅳ．報酬等の内容の決定方法（Ⅲ．の事項を除く）

該当なし

Ⅴ．その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当なし

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	129	95	3	30	6
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	11 (11)	11 (11)	－ (－)	－ (－)	4 (4)
合　　計 （うち社外取締役）	141 (11)	107 (11)	3 (－)	30 (－)	10 (4)

（注）１．上表には、2025年12月18日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名（うち社外取締役１名）を含んでおります。
２．取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．現任の社外取締役（監査等委員を除く）１名については、無報酬のため支給人員には含まれておりません。
４．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「２．(1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。なお、非金銭報酬等の総額は、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 社外取締役浅見英徳氏は、日本電気株式会社パブリックシステム開発部門医療システム開発統括部長であります。同社は当社の大株主であり、同社と当社グループの間には営業上の取引関係があります。
- 社外取締役（監査等委員）吉田周史氏は、吉田周史公認会計士事務所の公認会計士であります。同会計事務所と当社グループの間には特別な関係はありません。
- 社外取締役（監査等委員）星加美佳氏は、札幌創成法律事務所の弁護士であります。同法律事務所と当社グループの間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 浅見　英徳	2025年12月18日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席しております。医療ソリューションをはじめとした各種ソリューション事業に関する豊富な知識と経験を有し、その経歴に基づいて、社外取締役として求められる監督機能が期待されており、必要に応じて助言・発言を行っております。
社外取締役（常勤監査等委員） 出原　丈二	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、監査等委員会28回全てに出席しております。必要に応じ、経営者としての豊富な経験・見識から助言・発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、開催された委員会３回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における諮問機能を担っております。
社外取締役（監査等委員） 吉田　周史	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、監査等委員会28回全てに出席しております。必要に応じ、公認会計士としての経験を活かした助言・発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、開催された委員会３回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における諮問機能を担っております。
社外取締役（監査等委員） 星加　美佳	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、監査等委員会28回全てに出席しております。必要に応じ、弁護士としての経験を活かした助言・発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会３回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における諮問機能を担っております。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　　監査法人シドー

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

（2026年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**7,644,505**	**流動負債**	**2,027,421**
現金及び預金	4,880,074	買掛金	794,770
受取手形、売掛金及び契約資産	2,233,744	１年内返済予定の長期借入金	428,153
商品及び製品	2,489	未払金	156,495
仕掛品	342,349	未払法人税等	183,027
原材料及び貯蔵品	2,959	未払消費税等	147,896
前払費用	140,182	賞与引当金	188,749
その他	48,362	未払費用	41,396
貸倒引当金	△5,655	契約負債	58,964
固定資産	**3,765,513**	預り金	18,870
有形固定資産	**1,631,955**	その他	9,097
建物及び構築物	963,123	**固定負債**	**604,253**
車両運搬具	5,940	長期借入金	456,104
工具、器具及び備品	81,821	リース債務	6,746
土地	581,070	退職給付に係る負債	60,067
無形固定資産	**841,371**	長期未払金	66,389
ソフトウエア	838,416	資産除去債務	14,945
ソフトウエア仮勘定	837	**負債合計**	**2,631,674**
のれん	1,724	**純資産の部**	
その他	393	**株主資本**	**8,196,483**
投資その他の資産	**1,292,186**	資本金	1,725,482
投資有価証券	718,992	資本剰余金	1,764,762
差入敷金保証金	17,671	利益剰余金	4,889,378
繰延税金資産	206,064	自己株式	△183,140
退職給付に係る資産	178,605	**その他の包括利益累計額**	**35,569**
長期前払費用	108,456	その他有価証券評価差額金	35,569
その他	62,755	**非支配株主持分**	**546,292**
貸倒引当金	△360	**純資産合計**	**8,778,344**
資産合計	**11,410,019**	**負債純資産合計**	**11,410,019**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年10月1日から 2026年9月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**16,173,771**
売上原価		**12,394,309**
売上総利益		**3,779,461**
販売費及び一般管理費		**2,331,599**
営業利益		**1,447,862**
営業外収益		
受取利息及び配当金	15,425	
投資有価証券売却益	15,239	
投資事業組合運用益	1,188	
助成金収入	8,061	
その他	7,229	47,143
営業外費用		
支払利息	9,735	
支払手数料	3,280	
その他	0	13,016
経常利益		**1,481,989**
特別損失		
減損損失	148,467	148,467
税金等調整前当期純利益		**1,333,522**
法人税、住民税及び事業税	459,763	
法人税等調整額	△3,188	456,575
当期純利益		**876,947**
非支配株主に帰属する当期純利益		120,398
親会社株主に帰属する当期純利益		**756,548**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（2026年９月30日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
資　産　の　部		**負　債　の　部**	
流動資産	**4,893,738**	**流動負債**	**506,546**
現金及び預金	1,928,126	１年内返済予定の長期借入金	428,153
前払費用	21,244	未払金	60,728
未収還付法人税等	32,033	前受収益	11,420
未収入金	2,901,187	その他	6,244
その他	11,146	**固定負債**	**500,299**
貸倒引当金	△0	長期借入金	456,104
固定資産	**3,733,256**	長期未払金	29,250
有形固定資産	**1,453,931**	資産除去債務	14,945
建物	849,338	**負　債　合　計**	**1,006,846**
構築物	10,625	**純　資　産　の　部**	
工具、器具及び備品	50,947	**株主資本**	**7,584,579**
土地	543,019	**資本金**	**1,725,482**
無形固定資産	**1,058**	**資本剰余金**	**1,763,038**
ソフトウエア	1,058	資本準備金	1,344,698
投資その他の資産	**2,278,266**	その他資本剰余金	418,339
投資有価証券	718,992	**利益剰余金**	**4,279,200**
関係会社株式	1,448,987	利益準備金	1,200
繰延税金資産	17,167	その他利益剰余金	4,278,000
長期前払費用	60,374	繰越利益剰余金	4,278,000
その他	33,104	**自己株式**	**△183,140**
貸倒引当金	△360	**評価・換算差額等**	**35,569**
		その他有価証券評価差額金	35,569
		純　資　産　合　計	**7,620,148**
資　産　合　計	**8,626,995**	**負債純資産合計**	**8,626,995**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
営業収益		**3,976,513**
営業費用		**595,884**
営業利益		**3,380,629**
営業外収益		
受取利息及び配当金	12,379	
投資有価証券売却益	15,239	
投資事業組合運用益	1,188	
その他	1,907	30,715
営業外費用		
支払利息	9,046	
支払手数料	3,280	12,327
経常利益		**3,399,016**
税引前当期純利益		**3,399,016**
法人税、住民税及び事業税	950	
法人税等調整額	1,096	2,046
当期純利益		**3,396,970**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月13日

株式会社ＣＥホールディングス
取　締　役　会 御中

監　査　法　人　シ　ド　ー
札幌事務所

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　沢田石　吉英

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　大　西　洋　介

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＣＥホールディングスの2025年10月１日から2026年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＣＥホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
１．連結注記表「９．重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2026年10月９日開催の取締役会において、2027年１月15日を効力発生日とする株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更について、臨時株主総会に付議することを決議し、2026年11月13日開催の臨時株主総会において承認可決した。
２．連結注記表「９．重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2026年10月9日開催の取締役会において、2027年1月14日付で会社が保有する自己株式の全部を消却することを決議した。
当該自己株式の消却は、2026 年11月13日開催の当社臨時株主総会において、2027年１月15日を効力発生日とする株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されること及び会社の自己株式公開買付けが実施され成立することを条件としており、原案どおり承認可決した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月13日

株式会社ＣＥホールディングス
取　締　役　会 御中

監　査　法　人　シ　ド　ー
札幌事務所

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　沢田石　吉英

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　大　西　洋　介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＣＥホールディングスの2025年10月１日から2026年９月30日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

１．個別注記表「11．重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2026年10月９日開催の取締役会において、2027年１月15日を効力発生日とする株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更について、臨時株主総会に付議することを決議し、2026年11月13日開催の臨時株主総会において承認可決した。

２．個別注記表「11．重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2026年10月9 日開催の取締役会において、2027年1月14日付で会社が保有する自己株式の全部を消却することを決議した。

当該自己株式の消却は、2026年11月13日開催の当社臨時株主総会において、2027年１月15日を効力発生日とする株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されること及び会社の自己株式公開買付けが実施され成立することを条件としており、原案どおり承認可決した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年10月1日から2026年9月30日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役会に出席し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月13日

株式会社ＣＥホールディングス　監査等委員会

常勤監査等委員　出原丈二

監査等委員　吉田周史

監査等委員　星加美佳

（注）常勤監査等委員出原丈二、監査等委員吉田周史及び星加美佳は、会社法第２条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場のご案内

会場：札幌市白石区平和通十五丁目北１番21号
　　株式会社ＣＥホールディングス　本社４階会議室
電話：011―861―1600

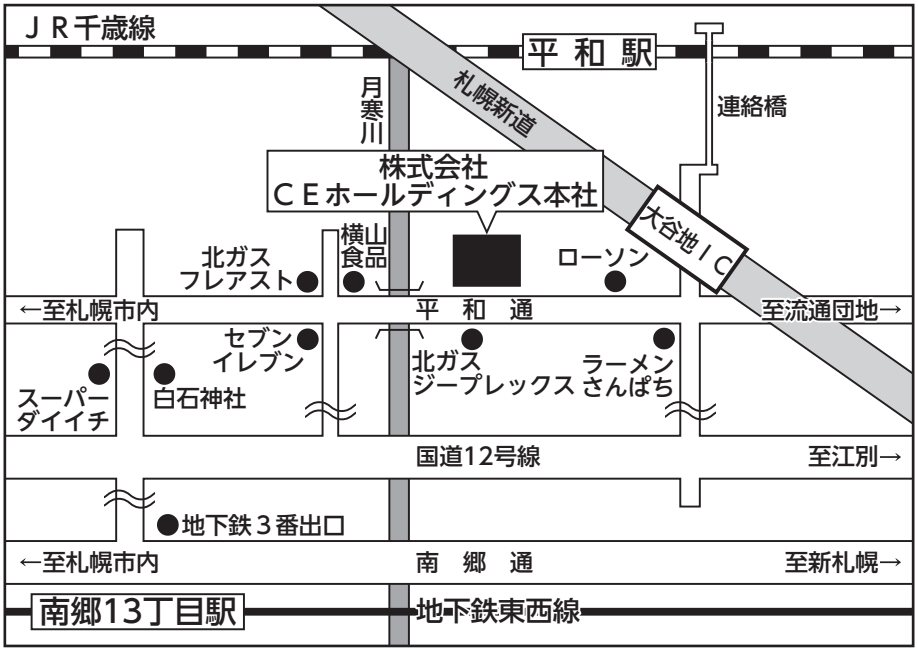

【交通】
地 下 鉄　東西線南郷13丁目駅から徒歩15分
Ｊ　　Ｒ　平和駅から徒歩12分
タクシー　ＪＲ新札幌駅から約15分

※株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。）。

【ＣＥホールディングス本社】



UD FONT
FSC www.fsc.org ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080